

「市町村における児童手当関係事務処理について」新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="383 384 965 416">市町村における児童手当関係事務処理について</p> <p data-bbox="282 528 472 560">(前文) (略)</p> <p data-bbox="282 624 360 655">(別添)</p> <p data-bbox="439 671 909 703">児童手当市町村事務処理ガイドライン</p> <p data-bbox="259 767 528 799">第1条～34条 (略)</p> <p data-bbox="259 863 640 895">様式第1号～6号の2 (略)</p>	<p data-bbox="1234 384 1816 416">市町村における児童手当関係事務処理について</p> <p data-bbox="1133 528 1323 560">(前文) (略)</p> <p data-bbox="1133 624 1211 655">(別添)</p> <p data-bbox="1290 671 1760 703">児童手当市町村事務処理ガイドライン</p> <p data-bbox="1111 767 1379 799">第1条～34条 (略)</p> <p data-bbox="1111 863 1491 895">様式第1号～6号の2 (略)</p>

「市町村における児童手当関係事務処理について」新旧対照表

新	旧																																																																								
<p>様式第7号</p> <p style="text-align: right;">第平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">市 町 村 長</p> <div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 30px; margin: 0 auto; text-align: center;">印</div> <p style="text-align: center;">児童手当 認定 特例給付 認定請求却下 通知書</p> <p>平成 年 月 日付で請求のありました 児童手当 特例給付 については、 とおり認定 しましたので通知します。 次の 理由で請求を却下 しましたので通知します。</p> <p><small>この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇〇知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、△△△市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）の審査請求を提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</small></p> <p><small>ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</small></p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">認 定 に 関 す る 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">1.支給対象児童数</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(3歳未満)</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td>(3歳以上小学校修了前)</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td>(中学生)</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>2.区分</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">児童手当</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">特例給付</td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>3.手当月額</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(3歳未満)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>(3歳以上小学校修了前)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>(中学生)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>4.支給開始年月</td> <td>平成 年 月 日から</td> </tr> <tr> <td>5.支給要件児童に該当しない児童の氏名及びその理由</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項</td> </tr> <tr> <td>却下した理由</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	認 定 に 関 す る 事 項		1.支給対象児童数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(3歳未満)</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td>(3歳以上小学校修了前)</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td>(中学生)</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> </table>	(3歳未満)	人	(3歳以上小学校修了前)	人	(中学生)	人	計	人	2.区分	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">児童手当</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">特例給付</td></tr> </table>	児童手当	特例給付	3.手当月額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(3歳未満)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>(3歳以上小学校修了前)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>(中学生)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> </table>	(3歳未満)	円	(3歳以上小学校修了前)	円	(中学生)	円	計	円	4.支給開始年月	平成 年 月 日から	5.支給要件児童に該当しない児童の氏名及びその理由	()	認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項		却下した理由	()	備考		<p>様式第7号</p> <p style="text-align: right;">第平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">市 町 村 長</p> <div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 30px; margin: 0 auto; text-align: center;">印</div> <p style="text-align: center;">児童手当 認定 特例給付 認定請求却下 通知書</p> <p>平成 年 月 日付で請求のありました 児童手当 特例給付 については、 とおり認定 しましたので通知します。 次の 理由で請求を却下 しましたので通知します。</p> <p><small>なお、この法定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に〇〇〇知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この法定の取消しを求め訴え（取消訴訟）は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に△△△市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）提起することができます。</small></p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">認 定 に 関 す る 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">1.支給対象児童数</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(3歳未満)</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td>(3歳以上小学校修了前)</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td>(中学生)</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>2.区分</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">児童手当</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">特例給付</td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>3.手当月額</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(3歳未満)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>(3歳以上小学校修了前)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>(中学生)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>4.支給開始年月</td> <td>平成 年 月 日から</td> </tr> <tr> <td>5.支給要件児童に該当しない児童の氏名及びその理由</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項</td> </tr> <tr> <td>却下した理由</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	認 定 に 関 す る 事 項		1.支給対象児童数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(3歳未満)</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td>(3歳以上小学校修了前)</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td>(中学生)</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> </table>	(3歳未満)	人	(3歳以上小学校修了前)	人	(中学生)	人	計	人	2.区分	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">児童手当</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">特例給付</td></tr> </table>	児童手当	特例給付	3.手当月額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(3歳未満)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>(3歳以上小学校修了前)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>(中学生)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> </table>	(3歳未満)	円	(3歳以上小学校修了前)	円	(中学生)	円	計	円	4.支給開始年月	平成 年 月 日から	5.支給要件児童に該当しない児童の氏名及びその理由	()	認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項		却下した理由	()	備考	
認 定 に 関 す る 事 項																																																																									
1.支給対象児童数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(3歳未満)</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td>(3歳以上小学校修了前)</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td>(中学生)</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> </table>	(3歳未満)	人	(3歳以上小学校修了前)	人	(中学生)	人	計	人																																																																
(3歳未満)	人																																																																								
(3歳以上小学校修了前)	人																																																																								
(中学生)	人																																																																								
計	人																																																																								
2.区分	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">児童手当</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">特例給付</td></tr> </table>	児童手当	特例給付																																																																						
児童手当																																																																									
特例給付																																																																									
3.手当月額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(3歳未満)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>(3歳以上小学校修了前)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>(中学生)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> </table>	(3歳未満)	円	(3歳以上小学校修了前)	円	(中学生)	円	計	円																																																																
(3歳未満)	円																																																																								
(3歳以上小学校修了前)	円																																																																								
(中学生)	円																																																																								
計	円																																																																								
4.支給開始年月	平成 年 月 日から																																																																								
5.支給要件児童に該当しない児童の氏名及びその理由	()																																																																								
認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項																																																																									
却下した理由	()																																																																								
備考																																																																									
認 定 に 関 す る 事 項																																																																									
1.支給対象児童数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(3歳未満)</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td>(3歳以上小学校修了前)</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td>(中学生)</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> </table>	(3歳未満)	人	(3歳以上小学校修了前)	人	(中学生)	人	計	人																																																																
(3歳未満)	人																																																																								
(3歳以上小学校修了前)	人																																																																								
(中学生)	人																																																																								
計	人																																																																								
2.区分	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">児童手当</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">特例給付</td></tr> </table>	児童手当	特例給付																																																																						
児童手当																																																																									
特例給付																																																																									
3.手当月額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(3歳未満)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>(3歳以上小学校修了前)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>(中学生)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> </table>	(3歳未満)	円	(3歳以上小学校修了前)	円	(中学生)	円	計	円																																																																
(3歳未満)	円																																																																								
(3歳以上小学校修了前)	円																																																																								
(中学生)	円																																																																								
計	円																																																																								
4.支給開始年月	平成 年 月 日から																																																																								
5.支給要件児童に該当しない児童の氏名及びその理由	()																																																																								
認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項																																																																									
却下した理由	()																																																																								
備考																																																																									

「市町村における児童手当関係事務処理について」新旧対照表

新	旧																																																																
<p>様式第 8 号 (略)</p> <p style="text-align: right;">第 平成 年 月 日</p> <p>様式第 9 号</p> <p>施設等の名称 施設等の種類 施設等所在地又は里親住所地 設置者等の氏名(法人名等) 殿</p> <p style="text-align: right;">市 町 村 長 印</p> <p style="text-align: center;">児童手当 認 定 通 知 書 (施設等受給資格者用) 認定請求却下</p> <p>平成 年 月 日付で請求のありました児童手当については、 とおり認定 しましたので通知します。 次の 理由で請求を却下 しましたので通知します。</p> <p><small>この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に〇〇知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、△△市町村を被告として(訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</small></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">認 定 に 関 す る 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.支給対象児童数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3歳未満)</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上)</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td>2.手当月額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3歳未満)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>3.支給開始年月</td> <td>平成 年 月 日から</td> </tr> <tr> <td>4.支給対象児童の氏名及び生年月日(※)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及びその理由(※)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><small>(※) 4. 5については、この通知書の別紙をご確認ください。</small></td> </tr> <tr> <td colspan="2">却下した理由</td> </tr> <tr> <td>(</td> <td>)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">備考</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">別紙 (略)</p>	認 定 に 関 す る 事 項		1.支給対象児童数		(3歳未満)	人	(3歳以上)	人	計	人	2.手当月額		(3歳未満)	円	(3歳以上)	円	計	円	3.支給開始年月	平成 年 月 日から	4.支給対象児童の氏名及び生年月日(※)		5.支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及びその理由(※)		<small>(※) 4. 5については、この通知書の別紙をご確認ください。</small>		却下した理由		()	備考		<p>様式第 8 号 (略)</p> <p style="text-align: right;">第 平成 年 月 日</p> <p>様式第 9 号</p> <p>施設等の名称 施設等の種類 施設等所在地又は里親住所地 設置者等の氏名(法人名等) 殿</p> <p style="text-align: right;">市 町 村 長 印</p> <p style="text-align: center;">児童手当 認 定 通 知 書 (施設等受給資格者用) 認定請求却下</p> <p>平成 年 月 日付で請求のありました児童手当については、 とおり認定 しましたので通知します。 次の 理由で請求を却下 しましたので通知します。</p> <p><small>なお、この 決定 に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に〇〇知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この 決定 の取消しを求め(取消訴訟)は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に△△市町村を被告として(訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。))提起することができます。</small></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">認 定 に 関 す る 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.支給対象児童数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3歳未満)</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上)</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td>2.手当月額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3歳未満)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>(3歳以上)</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>3.支給開始年月</td> <td>平成 年 月 日から</td> </tr> <tr> <td>4.支給対象児童の氏名及び生年月日(※)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及びその理由(※)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><small>(※) 4. 5については、この通知書の別紙をご確認ください。</small></td> </tr> <tr> <td colspan="2">却下した理由</td> </tr> <tr> <td>(</td> <td>)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">備考</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">別紙 (略)</p>	認 定 に 関 す る 事 項		1.支給対象児童数		(3歳未満)	人	(3歳以上)	人	計	人	2.手当月額		(3歳未満)	円	(3歳以上)	円	計	円	3.支給開始年月	平成 年 月 日から	4.支給対象児童の氏名及び生年月日(※)		5.支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及びその理由(※)		<small>(※) 4. 5については、この通知書の別紙をご確認ください。</small>		却下した理由		()	備考	
認 定 に 関 す る 事 項																																																																	
1.支給対象児童数																																																																	
(3歳未満)	人																																																																
(3歳以上)	人																																																																
計	人																																																																
2.手当月額																																																																	
(3歳未満)	円																																																																
(3歳以上)	円																																																																
計	円																																																																
3.支給開始年月	平成 年 月 日から																																																																
4.支給対象児童の氏名及び生年月日(※)																																																																	
5.支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及びその理由(※)																																																																	
<small>(※) 4. 5については、この通知書の別紙をご確認ください。</small>																																																																	
却下した理由																																																																	
()																																																																
備考																																																																	
認 定 に 関 す る 事 項																																																																	
1.支給対象児童数																																																																	
(3歳未満)	人																																																																
(3歳以上)	人																																																																
計	人																																																																
2.手当月額																																																																	
(3歳未満)	円																																																																
(3歳以上)	円																																																																
計	円																																																																
3.支給開始年月	平成 年 月 日から																																																																
4.支給対象児童の氏名及び生年月日(※)																																																																	
5.支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及びその理由(※)																																																																	
<small>(※) 4. 5については、この通知書の別紙をご確認ください。</small>																																																																	
却下した理由																																																																	
()																																																																
備考																																																																	

「市町村における児童手当関係事務処理について」新旧対照表

新	旧																																																												
<p>様式第10号</p> <p style="text-align: right;">第 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">職 市 町 村 長</p> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; margin: 0 auto; text-align: center;">印</div> <p style="text-align: center;">児童手当 額 改 定 通 知 書</p> <p style="text-align: center;">特例給付 額改定請求却下</p> <p>児童手当 額の改定については 請求、届出 により、次のとおり 改定 特例給付 職 権 により、次のとおり 却下</p> <p>しましたので通知します。</p> <p>この 処分 について 不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3か月 以内に、〇〇〇知事に対して審査請求をすることができます。この 処分 については、上記の審査請求のほか、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、△△△市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。） 処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">額 改 定 に 関 す る 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">1.改定後の支給対象児童数</td> <td> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(3歳未満)</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td>(3歳以上小学校修了前)</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td>(中学生)</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>2.区分</td> <td> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">児童手当</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">特例給付</td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>3.改定後の手当月額</td> <td> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(3歳未満)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>(3歳以上小学校修了前)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>(中学生)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>4.改定年月</td> <td>平成 年 月 日から</td> </tr> <tr> <td>5.改定（増・減額）の理由（ ）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">額 改 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項</p> <p>却下した理由（ ）</p> <p style="text-align: center;">備 考</p>	額 改 定 に 関 す る 事 項		1.改定後の支給対象児童数	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(3歳未満)</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td>(3歳以上小学校修了前)</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td>(中学生)</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> </table>	(3歳未満)	人	(3歳以上小学校修了前)	人	(中学生)	人	計	人	2.区分	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">児童手当</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">特例給付</td></tr> </table>	児童手当	特例給付	3.改定後の手当月額	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(3歳未満)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>(3歳以上小学校修了前)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>(中学生)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> </table>	(3歳未満)	円	(3歳以上小学校修了前)	円	(中学生)	円	計	円	4.改定年月	平成 年 月 日から	5.改定（増・減額）の理由（ ）		<p>様式第10号</p> <p style="text-align: right;">第 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">職 市 町 村 長</p> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; margin: 0 auto; text-align: center;">印</div> <p style="text-align: center;">児童手当 額 改 定 通 知 書</p> <p style="text-align: center;">特例給付 額改定請求却下</p> <p>児童手当 額の改定については 請求、届出 により、次の 特例給付 改定 職 権 により、次の 改定 となりましたので通知します。</p> <p>なお、この 決定 に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に〇〇〇知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この 決定 の取消しを求める訴え（取消訴訟）は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に△△△市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）提起することができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">額 改 定 に 関 す る 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">1.改定後の支給対象児童数</td> <td> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(3歳未満)</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td>(3歳以上小学校修了前)</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td>(中学生)</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>2.区分</td> <td> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">児童手当</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">特例給付</td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>3.改定後の手当月額</td> <td> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(3歳未満)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>(3歳以上小学校修了前)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>(中学生)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>4.改定年月</td> <td>平成 年 月 日から</td> </tr> <tr> <td>5.改定（増・減額）の理由（ ）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">額 改 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項</p> <p>却下した理由（ ）</p> <p style="text-align: center;">備 考</p>	額 改 定 に 関 す る 事 項		1.改定後の支給対象児童数	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(3歳未満)</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td>(3歳以上小学校修了前)</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td>(中学生)</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> </table>	(3歳未満)	人	(3歳以上小学校修了前)	人	(中学生)	人	計	人	2.区分	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">児童手当</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">特例給付</td></tr> </table>	児童手当	特例給付	3.改定後の手当月額	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(3歳未満)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>(3歳以上小学校修了前)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>(中学生)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> </table>	(3歳未満)	円	(3歳以上小学校修了前)	円	(中学生)	円	計	円	4.改定年月	平成 年 月 日から	5.改定（増・減額）の理由（ ）	
額 改 定 に 関 す る 事 項																																																													
1.改定後の支給対象児童数	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(3歳未満)</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td>(3歳以上小学校修了前)</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td>(中学生)</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> </table>	(3歳未満)	人	(3歳以上小学校修了前)	人	(中学生)	人	計	人																																																				
(3歳未満)	人																																																												
(3歳以上小学校修了前)	人																																																												
(中学生)	人																																																												
計	人																																																												
2.区分	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">児童手当</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">特例給付</td></tr> </table>	児童手当	特例給付																																																										
児童手当																																																													
特例給付																																																													
3.改定後の手当月額	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(3歳未満)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>(3歳以上小学校修了前)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>(中学生)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> </table>	(3歳未満)	円	(3歳以上小学校修了前)	円	(中学生)	円	計	円																																																				
(3歳未満)	円																																																												
(3歳以上小学校修了前)	円																																																												
(中学生)	円																																																												
計	円																																																												
4.改定年月	平成 年 月 日から																																																												
5.改定（増・減額）の理由（ ）																																																													
額 改 定 に 関 す る 事 項																																																													
1.改定後の支給対象児童数	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(3歳未満)</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td>(3歳以上小学校修了前)</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td>(中学生)</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> </table>	(3歳未満)	人	(3歳以上小学校修了前)	人	(中学生)	人	計	人																																																				
(3歳未満)	人																																																												
(3歳以上小学校修了前)	人																																																												
(中学生)	人																																																												
計	人																																																												
2.区分	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">児童手当</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">特例給付</td></tr> </table>	児童手当	特例給付																																																										
児童手当																																																													
特例給付																																																													
3.改定後の手当月額	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(3歳未満)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>(3歳以上小学校修了前)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>(中学生)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> </table>	(3歳未満)	円	(3歳以上小学校修了前)	円	(中学生)	円	計	円																																																				
(3歳未満)	円																																																												
(3歳以上小学校修了前)	円																																																												
(中学生)	円																																																												
計	円																																																												
4.改定年月	平成 年 月 日から																																																												
5.改定（増・減額）の理由（ ）																																																													

「市町村における児童手当関係事務処理について」新旧対照表

新	旧																								
<p>様式第11号</p> <p style="text-align: right;">第 平成 年 月 日</p> <p>施設等の名称 施設等の種類 施設等所在地又は里親住所 設置者等の氏名(法人名等)</p> <p style="text-align: right;">職 市町村長 印</p> <p style="text-align: center;">児童手当 額改定 通知書(施設等受給者用)</p> <p style="text-align: center;">額改定請求却下 請求、届出 児童手当の額の改定については 職 権 により、次のとおり 改定 却下</p> <p>しましたので通知します。</p> <p>この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇〇知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、△△△市町村を被告として(訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">額改定に関する事項</p> <p>1.改定後の支給対象児童数</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(3歳未満)</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td>(3歳以上)</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> </table> <p>2.改定後の手当月額</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(3歳未満)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>(3歳以上)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> </table> <p>3.改定年月 平成 年 月から</p> <p>4.増額または減額の原因となる児童の氏名、生年月日及び改定の理由(※)</p> <p>5.支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及び改定の理由(※)</p> <p>(※)4、5については、この通知書の別紙をご確認ください</p> <p style="text-align: center;">額改定請求却下に関する事項</p> <p>却下した理由 ()</p> <p style="text-align: center;">備考</p>	(3歳未満)	人	(3歳以上)	人	計	人	(3歳未満)	円	(3歳以上)	円	計	円	<p>様式第11号</p> <p style="text-align: right;">第 平成 年 月 日</p> <p>施設等の名称 施設等の種類 施設等所在地又は里親住所 設置者等の氏名(法人名等)</p> <p style="text-align: right;">職 市町村長 印</p> <p style="text-align: center;">児童手当 額改定 通知書(施設等受給者用)</p> <p style="text-align: center;">額改定請求却下 請求、届出 児童手当の額の改定については 職 権 により、次の 改定 却下</p> <p>とおり 改定 しましたので通知します。</p> <p>なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に〇〇〇知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に△△△市町村を被告として(訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。)提起することができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">額改定に関する事項</p> <p>1.改定後の支給対象児童数</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(3歳未満)</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td>(3歳以上)</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: right;">人</td></tr> </table> <p>2.改定後の手当月額</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>(3歳未満)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>(3歳以上)</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">計</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> </table> <p>3.改定年月 平成 年 月から</p> <p>4.増額または減額の原因となる児童の氏名、生年月日及び改定の理由(※)</p> <p>5.支給対象とならなかった児童の氏名、生年月日及び改定の理由(※)</p> <p>(※)4、5については、この通知書の別紙をご確認ください</p> <p style="text-align: center;">額改定請求却下に関する事項</p> <p>却下した理由 ()</p> <p style="text-align: center;">備考</p>	(3歳未満)	人	(3歳以上)	人	計	人	(3歳未満)	円	(3歳以上)	円	計	円
(3歳未満)	人																								
(3歳以上)	人																								
計	人																								
(3歳未満)	円																								
(3歳以上)	円																								
計	円																								
(3歳未満)	人																								
(3歳以上)	人																								
計	人																								
(3歳未満)	円																								
(3歳以上)	円																								
計	円																								
別紙 (略)	別紙 (略)																								

「市町村における児童手当関係事務処理について」新旧対照表

新	旧
<p>様式第 12 号</p> <p>第 平成 年 月 日 号</p> <p>殿</p> <p>市 町 村 長 印</p> <p>児童手当 支給事由消滅通知書 特例給付</p> <p>児童手当 次のとおり の支給事由が消滅しましたので通知します。 特例給付</p> <p>この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、〇〇〇知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、△△△市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。</p> <p>ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p> <p>記</p> <p>1.消滅した日 平成 年 月 日</p> <p>2.消滅の理由</p>	<p>様式第 12 号</p> <p>第 平成 年 月 日 号</p> <p>殿</p> <p>市 町 村 長 印</p> <p>児童手当 支給事由消滅通知書 特例給付</p> <p>児童手当 次のとおり の支給事由が消滅しましたので通知します。 特例給付</p> <p>なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に〇〇〇知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に△△△市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）提起することができます。</p> <p>記</p> <p>1.消滅した日 平成 年 月 日</p> <p>2.消滅の理由</p>

「市町村における児童手当関係事務処理について」新旧対照表

新	旧
<p>様式第13号</p> <p>第 平成 年 月 日 号</p> <p>施設等の名称 施設等の種類 施設等所在地又は里親住所地 設置者等の氏名(法人名等) 殿</p> <p>市 町 村 長 印</p> <p>児童手当 支給事由消滅通知書(施設等受給者用)</p> <p>次のとおり児童手当の支給事由が消滅しましたので通知します。</p> <p>この 処分 について 不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3か月 以内に、〇〇〇知事に対して審査請求をすることができます。この 処分については、上記の審査請求のほか、この通知書を受けた日の翌日から起算して 6か月以内に、△△△市町村を被告として(訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6か月以内に提起することができます。</p> <p>ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p> <p>記</p> <p>1.消滅した日 平成 年 月 日</p> <p>2.消滅の理由</p>	<p>様式第13号</p> <p>第 平成 年 月 日 号</p> <p>施設等の名称 施設等の種類 施設等所在地又は里親住所地 設置者等の氏名(法人名等) 殿</p> <p>市 町 村 長 印</p> <p>児童手当 支給事由消滅通知書(施設等受給者用)</p> <p>次のとおり児童手当の支給事由が消滅しましたので通知します。</p> <p>なお、この 決定 に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 60日以内に〇〇〇知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この 決定の取消しを求める訴え(取消訴訟)は上記の審査請求に対する裁決の 送達 を受けた日の翌日から起算して 6か月以内に△△△市町村を被告として(訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。)提起することができます。</p> <p>記</p> <p>1.消滅した日 平成 年 月 日</p> <p>2.消滅の理由</p>

「市町村における児童手当関係事務処理について」新旧対照表

新	旧																								
<p>様式第 14 号～15 号 (略)</p> <p>様式第 16 号</p> <p style="text-align: right;">第 平成 年 月 日 号</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">市 町 村 長 印</p> <p>未支払 児童手当 支給決定 通知書 特例給付 請求却下</p> <p>平成 年 月 日付で請求のありました未支払 児童手当 の支給 特例給付</p> <p>支給することに決定 したため通知します。 請求を却下</p> <p>この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、〇〇〇知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知書を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、△△△市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。</p> <p>ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">支 払 の 内 容</td> <td>支払期間</td> <td>平成 年 月分から 平成 年 月分まで</td> </tr> <tr> <td>支払金額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>支払年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>支払方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">却下の理由</td> <td></td> </tr> </table>	支 払 の 内 容	支払期間	平成 年 月分から 平成 年 月分まで	支払金額	円	支払年月日	平成 年 月 日	支払方法		却下の理由			<p>様式第 14 号～15 号 (略)</p> <p>様式第 16 号</p> <p style="text-align: right;">第 平成 年 月 日 号</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">市 町 村 長 印</p> <p>未支払 児童手当 支給決定 通知書 特例給付 請求却下</p> <p>平成 年 月 日付で請求のありました未支払 児童手当 の支給 特例給付</p> <p>支給することに決定 したため通知します。 請求を却下</p> <p>なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に〇〇〇知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しをを求める訴え（取消訴訟）は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に△△△市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）提起することができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">支 払 の 内 容</td> <td>支払期間</td> <td>平成 年 月分から 平成 年 月分まで</td> </tr> <tr> <td>支払金額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>支払年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>支払方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">却下の理由</td> <td></td> </tr> </table>	支 払 の 内 容	支払期間	平成 年 月分から 平成 年 月分まで	支払金額	円	支払年月日	平成 年 月 日	支払方法		却下の理由		
支 払 の 内 容		支払期間	平成 年 月分から 平成 年 月分まで																						
		支払金額	円																						
		支払年月日	平成 年 月 日																						
	支払方法																								
却下の理由																									
支 払 の 内 容	支払期間	平成 年 月分から 平成 年 月分まで																							
	支払金額	円																							
	支払年月日	平成 年 月 日																							
	支払方法																								
却下の理由																									

「市町村における児童手当関係事務処理について」新旧対照表

新	旧														
<p>様式第 18 号</p> <p style="text-align: right;">第 平成 年 月 号 日</p> <p>殿</p> <p style="text-align: right;">市 町 村 長 印</p> <p style="text-align: center;">児童手当 支払差止通知書 特例給付</p> <p>次のとおり 特例給付 児童手当 の支払を差止めましたので通知します。</p> <p><small>この 処分 について 不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月 以内に、〇〇〇知事に対して審査請求をすることができます。この 処分 については、上記の審査請求のほか、この通知 を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、△△△市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを 提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁法があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。</small></p> <p><small>ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁法）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁法）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</small></p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">支 払 差 止 の 内 容</td> <td style="width: 20%;">支払差止事由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払差止額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>支払差止期間</td> <td>平成 年 月分から 平成 年 月分まで</td> </tr> </table>	支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由		支払差止額	円	支払差止期間	平成 年 月分から 平成 年 月分まで	<p>様式第 18 号</p> <p style="text-align: right;">第 平成 年 月 号 日</p> <p>殿</p> <p style="text-align: right;">市 町 村 長 印</p> <p style="text-align: center;">児童手当 支払差止通知書 特例給付</p> <p>次のとおり 特例給付 児童手当 の支払を差止めましたので通知します。</p> <p><small>なお、この 決定 に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 60 日 以内に〇〇〇知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に△△△市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）提起することができます。</small></p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">支 払 差 止 の 内 容</td> <td style="width: 20%;">支払差止事由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払差止額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>支払差止期間</td> <td>平成 年 月分から 平成 年 月分まで</td> </tr> </table>	支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由		支払差止額	円	支払差止期間	平成 年 月分から 平成 年 月分まで
支 払 差 止 の 内 容		支払差止事由													
		支払差止額	円												
	支払差止期間	平成 年 月分から 平成 年 月分まで													
支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由														
	支払差止額	円													
	支払差止期間	平成 年 月分から 平成 年 月分まで													

「市町村における児童手当関係事務処理について」新旧対照表

新	旧														
<p style="text-align: center;">様式第 19 号</p> <p style="text-align: right;">第 平成 年 月 日</p> <p>施設等の名称 施設等の種類 施設等所在地又は里親住所地 設置者等の氏名（法人名等） 殿</p> <p style="text-align: right;">市 町 村 長 印</p> <p style="text-align: center;">児童手当 支払差止通知書（施設等受給者用）</p> <p>次のとおり児童手当の支払を差止めましたので通知します。</p> <p><small>この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、〇〇〇知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、△△△市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。</small></p> <p><small>ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</small></p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">支 払 差 止 の 内 容</td> <td style="width: 20%;">支払差止事由</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>支払差止額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>支払差止期間</td> <td style="text-align: center;">平成 年 月分から 平成 年 月分まで</td> </tr> </table>	支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由		支払差止額	円	支払差止期間	平成 年 月分から 平成 年 月分まで	<p style="text-align: center;">様式第 19 号</p> <p style="text-align: right;">第 平成 年 月 日</p> <p>施設等の名称 施設等の種類 施設等所在地又は里親住所地 設置者等の氏名（法人名等） 殿</p> <p style="text-align: right;">市 町 村 長 印</p> <p style="text-align: center;">児童手当 支払差止通知書（施設等受給者用）</p> <p>次のとおり児童手当の支払を差止めましたので通知します。</p> <p><small>なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に〇〇〇知事に対して審査請求をすることができます。さらに、この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に△△△市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）提起することができます。</small></p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">支 払 差 止 の 内 容</td> <td style="width: 20%;">支払差止事由</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>支払差止額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>支払差止期間</td> <td style="text-align: center;">平成 年 月分から 平成 年 月分まで</td> </tr> </table>	支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由		支払差止額	円	支払差止期間	平成 年 月分から 平成 年 月分まで
支 払 差 止 の 内 容		支払差止事由													
		支払差止額	円												
	支払差止期間	平成 年 月分から 平成 年 月分まで													
支 払 差 止 の 内 容	支払差止事由														
	支払差止額	円													
	支払差止期間	平成 年 月分から 平成 年 月分まで													

「市町村における児童手当関係事務処理について」新旧対照表

新	旧																																
<p>様式第 20 号～23 号 (略)</p> <p style="text-align: center;">様式第24号</p> <p>住所（法人の主たる事務所の所在地） 第 平成 年 月 日 氏名（法人名等） 様 市町村長 印</p> <p style="text-align: center;">保育料特別徴収通知書</p> <p>児童手当法第22条の規定によって、保育料の特別徴収額を下記のとおり決定（変更）したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 対象児童</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">児童の氏名</td> </tr> </table> <p>2. 徴収内容</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>児童手当等支払期日</th> <th>特別徴収する保育料の額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 年6月分</td> <td>(円 月分保育料)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成 年10月分</td> <td>(円 月分保育料)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成 年2月分</td> <td>(円 月分保育料)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成 年6月分</td> <td>(円 月分保育料)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><small>この通知書について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、△△市町村長に対して異議を申し立てることができます。この通知書については、上記の異議申立ての日、△△市町村長を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）提起することができます。この通知を受けた日（上記の異議申立てに対する決定を受けた日の翌日から起算して6か月以内）に△△市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）提起することができます。</small></p>	児童の氏名	児童手当等支払期日	特別徴収する保育料の額	摘要	平成 年6月分	(円 月分保育料)		平成 年10月分	(円 月分保育料)		平成 年2月分	(円 月分保育料)		平成 年6月分	(円 月分保育料)		<p>様式第 20 号～23 号 (略)</p> <p style="text-align: center;">様式第24号</p> <p>住所（法人の主たる事務所の所在地） 第 平成 年 月 日 氏名（法人名等） 様 市町村長 印</p> <p style="text-align: center;">保育料特別徴収通知書</p> <p>児童手当法第22条の規定によって、保育料の特別徴収額を下記のとおり決定（変更）したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 対象児童</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">児童の氏名</td> </tr> </table> <p>2. 徴収内容</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>児童手当等支払期日</th> <th>特別徴収する保育料の額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 年6月分</td> <td>(円 月分保育料)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成 年10月分</td> <td>(円 月分保育料)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成 年2月分</td> <td>(円 月分保育料)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成 年6月分</td> <td>(円 月分保育料)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><small>なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に△△市町村長に対して異議を申し立てることができます。この決定の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知を受けた日（上記の異議申立てに対する決定を受けた日の翌日から起算して6か月以内）に△△市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）提起することができます。</small></p>	児童の氏名	児童手当等支払期日	特別徴収する保育料の額	摘要	平成 年6月分	(円 月分保育料)		平成 年10月分	(円 月分保育料)		平成 年2月分	(円 月分保育料)		平成 年6月分	(円 月分保育料)	
児童の氏名																																	
児童手当等支払期日	特別徴収する保育料の額	摘要																															
平成 年6月分	(円 月分保育料)																																
平成 年10月分	(円 月分保育料)																																
平成 年2月分	(円 月分保育料)																																
平成 年6月分	(円 月分保育料)																																
児童の氏名																																	
児童手当等支払期日	特別徴収する保育料の額	摘要																															
平成 年6月分	(円 月分保育料)																																
平成 年10月分	(円 月分保育料)																																
平成 年2月分	(円 月分保育料)																																
平成 年6月分	(円 月分保育料)																																
<p>様式第 25 号 (略)</p>	<p>様式第 25 号 (略)</p>																																